

「第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画（素案）」 に対するパブリックコメントの募集結果について

「第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画（素案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。お寄せいただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

1. 募集期間

令和2年12月11日（金）～令和3年1月8日（金）

2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法

県ホームページ、長崎県障害福祉課、県政情報コーナー（県民センター内）
各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）
西彼福祉事務所、東彼・北松福祉事務所、上五島福祉事務所
長崎こども・女性・障害者支援センター
佐世保こども・女性・障害者支援センター

4. 意見件数

4件（3名）

5. 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	4
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を進める中で反映していくもの	
C	今後検討していくもの （素案に反映しないが、今後の施策の進め方の参考とするもの）	
D	反映が困難なもの	
E	その他	
合計		4

6. 意見の要旨及び県の考え方

番号	頁	項目名	意見要旨	対応区分	県の考え方
1	64	<p>第3章 重点的に取 組む施策 2. その他障 害児・者の地 域生活支援 を円滑に実 施するための 方策 (8)視覚障 害者等の読 書環境の整 備の促進</p>	<p>「(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の促進」の次に、「(9) 聴覚障害者・児の音声認識環境の整備」の項を起し、この項に、①現在のところ県議会本会議場と県美術館ホール、長崎市ブリックホールにしか設置されていない「ヒアリング・ループ(磁気ループ)」を県・市・町の公共施設・学校等に年次計画で設置すること、②県・市・町が主催する講演会・説明会等においては、「音声認識」を使って文章を入力し、認識間違いを手で修正する形でコミュニケーションを取る「UDトーク」の利用を義務付けること、③民間事業者が「ヒアリング・ループ(磁気ループ)」を設置する場合と「UDトーク」を利用する場合には、県・市・町の補助金を受けられるようにすること等、を明記していただきたい。</p>	A	<p>第5章の2の(1)の【事業の見込量確保のための方策】を修正し、「要約筆記者養成研修の実施にあたっては、新たなコミュニケーションツールである音声認識アプリに関する講座を設けるなど、その内容の充実に努めます。」を追加する。</p>
2	75	<p>第5章 県が実施す る地域生活 支援事業 2. 専門性の 高い意思疎 通支援を行 う者の養成 研修事業</p>	<p>難聴者・中途失聴者の「知る権利」を守るためには、文字による情報保障として話されたままに近い文字情報が必要です。情報取得のために必要な手段・支援は障害の程度で異なるが、難聴者・中失者の実情に合った対応が求められます。養成研修事業「UDトーク」に関する研修で、専門知識と技術、そして志を持つ人がそれらを高め、実践に結びつける活動に繋がることを願います。</p>		

3	75	<p>第5章 県が実施する地域生活支援事業 2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p>	<p>手話を出来ない難聴者、要約筆記の要約文で会話が出来ない、又、要約筆記の文字不足による情報把握に物足りず質疑応答が出来ない難聴者も当然存在します。そこで全文通訳の音声認識アプリ「UDトーク」の養成研修事業を希望します。公的派遣事業として認めていただければ、中途難聴者・失聴者には福音になり、学校の授業でも先生の声が聞こえず、授業内容が判らない生徒が直接自分から聞いた感じになり勉学に自信が付いて大いに助かります。近年長崎県内はもとより佐賀県内でも「UDトーク」の説明や操作方法、そしてリアルタイムでの誤認識修正方法の研修とかを開催されており、これらの方を講師とし、「UDトーク公的派遣」研修を計画していただければと思います。現在は要約筆記者個人もUDトークへの関心を高めてる現状も有り、聴覚障害者情報保障の公的派遣対象として県から公募していただければ幸いです。</p>	A	<p>第5章の2の(1)の【事業の見込量確保のための方策】を修正し、「要約筆記者養成研修の実施にあたっては、新たなコミュニケーションツールである音声認識アプリに関する講座を設けるなど、その内容の充実に努めます。」を追加する。</p>
4	76	<p>第5章 県が実施する地域生活支援事業 2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p>	<p>75～76 ページの「(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の次に「(3) 聴覚障害者・児向け音声認識通訳サポーター養成研修事業」の項を起こし、この項に、①県が主催して音声認識通訳サポーター養成研修講座を開催すること、②音声認識通訳サポーター養成研修講座を開催する公益団体等に県が補助金を交付すること等、を明記していただきたい。</p>		